

函館工業高等専門学校における第 4 学年進級時の履修コース配属等に関する申合せ

平成 27 年 12 月 22 日

函高専達第 90 号

(趣旨)

第 1 条 この申合せは、函館工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第 7 条第 4 項の規定に基づき、函館工業高等専門学校（以下「本校」という。）の第 4 学年に進級した学生（以下「学生」という。）を、同条第 3 項各号に掲げる履修コースへ配属（以下「履修コース配属」という。）させる際に必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この申合せにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 英検 公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定をいう。
- 二 TOEIC 一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施する国際コミュニケーション英語能力テスト（Test of English for International Communication）をいう。
- 三 GTEC 株式会社ベネッセコーポレーションが実施する英語力テスト（Global Test of English Communication）をいう。

(履修コースの学生数等)

第 3 条 学則第 7 条第 3 項第 1 号から第 3 号に規定する履修コース（以下「学科に設置の各履修コース」という。）の学生数の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 生産システム工学科にあつては、各履修コースともに 24 人以内とする。ただし、これにより難しい場合には可能な範囲で考慮する。なお、IT・ソフトウェア履修コースにあつては、学生数の基準を設けない。
- 二 物質環境工学科にあつては、各履修コースともに 20 人とする。ただし、これにより難しい場合には最大 24 人までとする。
- 三 社会基盤工学科にあつては、各履修コースが同じ比率となるよう学生数を按分する。ただし、これにより難しい場合には、按分数の 10%を上限として増減を可能とする。

2 学則第 7 条第 3 項第 4 号に規定するグローバルマネジメント履修コース（以下「GM 履修コース」という。）における学生数は 20 人を上限とし、下限は設けないものとする。また、所属学科による制限は設けない。

(履修コース配属の決定順)

第 4 条 履修コース配属にあたっては、生産システム工学科、物質環境工学科及び社会基盤工学科（以下「各学科」という。）横断の GM 履修コースへの配属決定を優先させ、GM 履修コースへ配属する学生を確定後に、GM 履修コース以外の学科に設置の各履修コースに配属する学生を決定するものとする。

(意向調査等)

第5条 履修コース配属にあたっては、学生が配属を希望する履修コースを選択する際の参考とするため、履修コース配属に係る意向調査書(様式1)により調査を行なうものとする。

2 意向調査の実施時期は、次の各号のとおりとする。

- 一 生産システム工学科 前期期末試験後
- 二 物質環境工学科 前期期末試験後
- 三 社会基盤工学科 前期期末及び後期中間の2回の定期試験後
- 四 GM履修コース 前期期末試験後

3 意向調査の実施は、前期期末試験後に行なう全ての履修コースを対象とした調査については教務委員会が、その他の定期試験後に実施する調査は各学科が実施するものとする。

4 第2項の意向調査のうち生産システム工学科にあつては、第1希望及び第2希望までの履修コースを回答させるものとする。

5 意向調査の結果に基づき、学生に対して、履修コース配属に係る意向調査結果通知書(様式2)を作成し通知するものとする。この通知書には、各履修コースの配属希望者数(生産システム工学科にあつては、第1希望及び第2希望の学生数を含む。)を記載するものとする。

(履修コースの配属希望等)

第6条 校長は、履修コース配属にあたっては、次号に掲げる履修コース配属希望調書(以下、「希望調書」という。)を学生に提出させるものとする。なお、提出にあたっては、保護者の同意を求めるものとする。

- 一 学科に設置の各履修コースへの配属を希望する学生 希望調書(様式3-1)
- 二 GM履修コースへの配属を希望する学生 希望調書(様式3-2)

2 学生は、提出済みの希望調書の訂正及び再提出はできないものとする。

(履修コース配属等)

第7条 校長は、学科に設置の各履修コースへの配属に関する審議を各学科会議に付託するものとする。また、GM履修コースへの配属にあたっては、配属に関する審議を教務委員会に付託するものとする。

2 各学科会議及び教務委員会は、前条第1項に規定する希望調書等に基づき審議を行い、その結果を速やかに校長に報告するものとする。

第8条 学科に設置の各履修コースへの学生の配属は、次に掲げるとおりとする。

- 一 生産システム工学科にあつては、第6条第1項に規定する希望調書に基づき学生の希望する履修コースに配属するものとする。ただし、学生の希望が第3条第1項第1号に規定する各履修コースの基準学生数を超えた場合には、成績順に配属させるものとする。
- 二 物質環境工学科にあつては、同学科第3学年担任が第6条第1項に規定する希望

調書に基づき学生と面談したうえで調整し、学生を各履修コースに配属させるものとする。

- 三 社会基盤工学科にあつては、第6条第1項に規定する希望調書に基づき学生の希望する履修コースに配属するものとする。ただし、学生の希望が第3条第1項 第3号に規定する各履修コースの基準学生数を超えた場合には、成績順に配属させるものとする。

2 GM履修コースへの学生の配属は、次に掲げるとおりとする。

- 一 GM履修コースの配属にあつては、第6条第1項に規定する希望調書に基づき配属するものとする。ただし、学生の希望が第3条第2項に規定する上限学生数を超えた場合には、成績順に配属させるものとする。
- 二 前号の規定による配属の結果、GM履修コースへの配属とはならなかった学生については、前項各号に規定する配属方法によるものとする。
- 三 GM履修コースの配属に際しては、当該学生が第2学年及び第3学年に配置しているGM履修コースに関係する必修外選択科目を修得しているか否かを問わないものとする。

第9条 前条第1項第一号、第三号及び第2項第一号における成績評価の基準等は、次に掲げるとおりとする。

一 生産システム工学科

次に掲げる一般科目の定期試験成績 11 回分の素点合計を成績評価の対象とする。

対象科目名	定期試験名
総合英語ⅢA	前期中間，前期期末
総合英語ⅢB	後期中間
線形代数Ⅱ	前期中間，前期期末
微分積分Ⅱ	前期中間，前期期末，後期中間
物理Ⅱ	前期中間，前期期末，後期中間

二 社会基盤工学科

イ 成績は、後期中間試験までの各科目の評点の平均をもって評価するものとする。ただし、選択科目の評点は成績評価には含まないものとする。

ロ 各科目の評価は、前期科目にあつては前期期末試験の評点、後期科目にあつては後期中間試験の評点、通年科目にあつては前期中間試験、前期期末試験及び後期中間試験の3回の定期試験評点の平均とする。

三 GM履修コース

イ TOEIC 又は GTEC for Students の点数及び英検の取得級により、次に掲げる群に分け、第1群を上位、第2群を下位として評価する。

第1群 TOEIC 510 点以上，GTEC for Students 610 点(Grade6) 以上又は英検 2 級以上

第2群 TOEIC 420 点以上 510 点未満，GTEC for Students 520 点以上 610 点未満 (Grade5) 又は英検準 2 級

ロ 各群内の順位は、後期中間試験の成績に占める「優」の科目の割合に基づき評

価するものとする。

(履修コース配属の決定等)

第 10 条 履修コース配属は、各学科会議及び教務委員会の審議結果に基づき、校長が決定する。

2 校長は、学生の履修コース配属を決定したときは、履修コース配属決定通知書（様式 4）により学生及び保護者に通知するものとする。

(履修コース配属の手順等)

第 11 条 履修コース配属にあたっては、次の手順及び時期により行うものとする。

- 一 履修コース配属に係る意向調査の実施 第 5 条第 2 項のとおり
- 二 履修コース配属に係る意向調査結果通知書の送付 後期時間割送付時
- 三 GM 履修コース配属に関する希望調書の徴取(第 6 条第 1 項第 2 号) 1 月上旬
- 四 教務委員会での審議, GM 履修コース配属決定 1 月下旬から 2 月中旬
- 五 GM 履修コース配属希望学生の配属調査結果の公表 1 月下旬から 2 月中旬
- 六 GM 履修コース配属決定学生を除く学生からの希望調書の徴取(第 6 条第 1 項第 1 号) 1 月下旬から 2 月中旬
- 七 各学科会議での審議, 履修コース配属決定 2 月上旬～2 月下旬
- 八 履修コース配属決定通知書の配付 学年末成績通知時

(外国人留学生の履修コース配属等)

第 12 条 学則第 57 条の規定により本校の第 3 学年に入学を許可された外国人留学生（以下「外国人留学生」という。）の履修コース配属については、次のとおりとする。

- 一 生産システム工学科
 - イ 外国人留学生は、第 3 条第 1 項第一号に定める基準学生数の対象外とする。
ただし、各履修コースへの配属は 1 名を原則とする。
 - ロ 第 6 条第 1 項に規定する希望調書を提出させるものとし、希望が重複した場合にあっては、第 9 条第一号に規定する成績評価(対象科目のうち受講していない科目を除く)に基づき配属を決定するものとする。
- 二 物質環境工学科
 - イ 外国人留学生は、第 3 条第 1 項第二号に定める基準学生数の対象とする。
 - ロ 第 6 条第 1 項に規定する希望調書を提出させるものとし、配属にあたっては、第 8 条第 1 項第二号に規定する方法により配属を決定するものとする。
- 三 社会基盤工学科
 - イ 外国人留学生は、第 3 条第 1 項第三号に定める基準学生数の対象とする。
 - ロ 第 6 条第 1 項に規定する希望調書を提出させるものとし、配属にあたっては、第 8 条第 1 項第三号に規定する方法により配属を決定するものとする。
- 四 GM 履修コース
 - イ 外国人留学生は、第 3 条第 2 項に定める上限学生数の対象とする。
 - ロ 第 6 条第 1 項に規定する希望調書を提出させるものとし、配属にあたっては、第 8 条第 2 項第一号に規定する方法により配属を決定するものとする。この場合

において、第8条第2項第三号の規定を準用する。

- 2 学則第57条の規定により本校の第4学年に入学を許可された外国人留学生にあっては、入学を許可された学科の学科長が面談して、希望専門項目及びその理由等を聴取のうえ、希望する履修コースに配属させるものとする。
- 3 校長は、前2項の規定により履修コースへの配属を決定した際には、第10条第2項に定める通知を行なうものとする。

(編入学生の履修コース配属等)

第13条 学則第18条の規定により本校の第4学年に編入学を許可された学生（以下「編入学生」という。）の履修コース配属については、次のとおりとする。

一 生産システム工学科

- イ 編入学生は、第3条第1項第一号に定める基準学生数の対象外とする。ただし、各履修コースへの配属は1名を原則とする。
- ロ 配属にあたっては、学科長が面談して、編入学生の希望と入試成績等により履修コースに配属させるものとする。

二 物質環境工学科

- イ 編入学生は、第3条第1項第二号に定める基準学生数の対象とする。
- ロ 配属にあたっては、学科長が面談して、編入学生の希望と入試成績等により履修コースに配属させるものとする。

三 社会基盤工学科

- イ 編入学生は、第3条第1項第三号に定める基準学生数の対象外とする。
- ロ 配属にあたっては、学科長が面談して、編入学生の希望と入試成績等により履修コースに配属させるものとする。

四 GM履修コース

- イ 編入学生は、第3条第2項に定める上限学生数の対象外とする。
- ロ 配属にあたっては、教務主事及び学科長が面談して、編入学生の希望と入試成績等により履修コースに配属させるものとする。

- 2 校長は、前項の規定により履修コースへの配属を決定した際には、第10条第2項に定める通知を行なうものとする。

(雑則)

第14条 この申合せに定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この申合せは、平成27年12月22日から施行する。ただし、平成27年度における履修コース配属に係る意向調査の実施時期については、第5条第2項の規定に関わらず、教務委員会が別に定めるものとする。

附 則

この申合せは、平成30年10月15日から施行する。